

施策No.9 雇用対策の促進

施策の目的

対象	意図
①働く意欲のある未就労の市民及び従業者	①安定して働くことができる
②市内事業所	②働く場所が増える

現状

本市の平成17年国勢調査産業別就業人口による第2次、第3次産業の就業状況をみると、第2次産業が25.5%、第3次産業が54.1%となっています。業種別にみると、製造業16.6%、医療・福祉13.9%、卸売・小売業13.9%、サービス業8.7%の順に多く、その他飲食・宿泊業3.6%、教育・学習支援業3.4%となっています。

第2次産業については、その就業者の半数以上が市外からの進出企業に就業しており、その内訳は電子部品、繊維製造、食肉加工、鉱業などとなっています。事業種ごとにみると、電子部品製造関係は、雇用人数が多く雇用の大きな受け皿となっているものの、景気の動向に左右されるため、やや不安定な側面を持っています。繊維製造関係については、海外との厳しいコスト競争が続いています。食肉加工、鉱業関係は、他の業種と比べ雇用的には安定しています。近年は、景気の後退から企業進出もなく、新規就業の機会が少ない状況であり、既存の企業等において雇用の調整を行うことを余儀なくされています。

第3次産業については、医療福祉関係業種の被雇用者が第3次産業全体の被雇用者の約20%と最も高い割合を占めており、今後も高齢化の進行により医療・介護サービスのニーズの増加が見込まれることから、雇用面では安定していると思われます。卸売り小売業については、近年、チェーン店舗の増加により小規模の小売店は減少傾向にあるものの、雇用状況としては横ばい傾向にあります。

建設業などの経済構造の変化に迅速な対応が難しい業種については、長引く景気の低迷や社会資本整備の減少により、就業者の雇用継続が難しく、業種転換等が求められている状況にあります。

新卒者の就業については、近年、就職を希望する高校卒業者のうち、半数以上が地元への就職を希望していますが、希望とおりに就職するのは難しい状況にあります。

今後の状況変化

- ・世界同時不況により本市の雇用状況も大きな影響を受けており、地方では景気回復のスピードが遅く依然として厳しい状況が続くものと予想されます。
- ・市内人口の減少に伴い市民の生活に直結する業種（小売業）等においては、事業規模を縮小する事業所も発生し、雇用の場の確保はより一層厳しい状況になると予想されます。
- ・建設業については、事業量の縮小が今後も続くことと予想されることから、依然として厳しい雇用状況が続くものと思われます。

課題

- ・企業誘致や起業による新たな雇用の場を創出する必要があります。
- ・雇用の拡大を図るために、市内企業の規模拡大や新分野への進出などを促進する必要があります。
- ・雇用が継続して確保されるよう、事業継続が困難な業種等の業種転換を促進する必要があります。

第4章 基本計画 政策2：伊佐の特性を活かす地域産業づくり

～施策の方針～

市民生活の基盤となる雇用の場が確保され、地域経済への相乗効果が得られるよう、企業立地の取組みを進めるとともに、市内企業等の規模拡大や業種転換、起業への効果的な支援を行います。

目的の達成度をあらわす指標とその目標値

成果指標	平成21年度現状値	平成27年度目標値 ()は成り行き値
A 求職者のうち就職した割合（就職決定率（%））	36.1%	39.0% (36.1%)
B 有効求人倍率（平成21年度は平成22年3月の数値を把握）	0.29倍	0.36倍 (0.32倍)
C 起業数（NPO含む）（累計）	0社	3社 (0社)
D 進出企業数（累計）	0社	2社 (0社)

目標設定の考え方

A：求職者のうち就職した割合（就職決定率（%））は、過去の実績から今後は横ばいと予想し、平成27年度における成り行き値は、平成21年度水準で推移すると見込みます。目標値は、電子関係業や食品製造業において年間20人程度増加させ、39.0%をめざします。

B：有効求人倍率は、過去3年間をみると減少傾向ですが、直近の月別状況によると平成21年度現状値より若干回復傾向にあるため、年平均0.005倍程度回復すると予想し、平成27年度における成り行き値は、0.32倍を見込みます。目標値は、平成21年度中の月別の倍率の最高値（0.35倍）を参考に、0.36倍をめざします。

C：起業数（NPO含む）は、過去3年間において実績がないことから、平成27年度における成り行き値は、0社を見込みます。目標値は、2年間で1社から2社の起業を目標に、3社をめざします。

D：進出企業数は、平成9年以降実績がないことから、平成27年度における成り行き値は、0社を見込みます。目標値は、2年間で1企業の進出を目標に、2社をめざします。

目標達成に向けた基本的な取組

- 企業立地等促進条例に基づき、進出企業に対する支援を行うとともに、企業に対する訪問等により企業立地の取組みを推進します。
- 新たに事業を開始する個人や組織に対する起業の支援を積極的に行います。
- 既存の就業者に対しては、国・県の雇用対策に係る事業の活用などにより離職者対策に努めます。
- 市内企業等の雇用拡大や企業立地等により就職希望者の雇用の場を確保することで、市内の雇用環境の改善を図り、市内企業への市内高校卒業生の雇用を働きかけていきます。

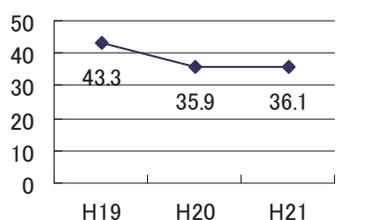
協働による市民と行政の役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体等）の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○市民は、働く意欲を持ち、就労に必要な資格取得、技能習得に努めます。 ○企業は、従業員を適正に採用するとともに、適切な就労環境を確保します。また、従業員に対し技術向上のための機会を設けます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○企業立地に向けた取組みの推進や、起業への支援を行い、雇用の場の創出を図ります。 ○既存企業の雇用の拡大に対する支援を行います。 ○就業機会の確保、就労継続のための取組みを支援します。

まちづくりの横断的課題 ～安全安心・定住の推進～との連携

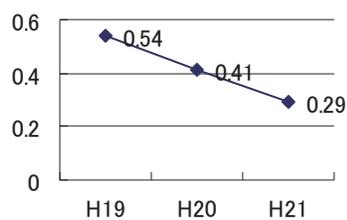
市民が安心して生活できるためには、新たな雇用の場の創出や、雇用の場が確保されることが重要であり、働く場所があることが、住み続けられる「定住」や伊佐市外から移り住む「定住」に繋がります。このための取組みとして、企業立地の推進や市内企業等の雇用維持・拡大への支援が重点となります。

【求職者の内就職した割合〔就職決定率（％）】



資料：ハローワーク大口

【有効求人倍率（％）】



資料：ハローワーク大口



立地企業情報交換会